

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年3月24日
【会社名】	日本通信株式会社
【英訳名】	Japan Communications Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福田 尚久
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
【電話番号】	03-5776-1700
【事務連絡者氏名】	代表取締役常務 片山 美紀
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
【電話番号】	03-5776-1700
【事務連絡者氏名】	代表取締役常務 片山 美紀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社に対して提起された訴訟につき、和解により解決に至りましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号、第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該訴訟の提起があった年月日

平成25年11月29日

(2) 当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

	和解成立時	訴訟提起時
①名称	加賀ソルネット株式会社	加賀ハイテック株式会社
②住所	東京都中央区八丁堀三丁目27番10号	東京都千代田区外神田三丁目12番8号
③代表者の氏名	代表取締役社長 池田 光仁	代表取締役 関 祥治

(3) 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

当社は、平成20年8月に加賀ハイテック株式会社（現 加賀ソルネット株式会社（平成28年4月1日付合併により訴訟承継）（以下、「加賀」という））に売り渡したb-mobile 3G（以下、「本件製品」という）について、加賀から、平成25年11月29日付訴状により、債務不履行解除による買受代金相当額の返還を請求されました。

本件製品については、平成21年6月、加賀から売買契約の解除及びこれに伴う買受代金相当額の返還を請求する訴訟（以下、「前訴」という）が提起されたものの、平成24年8月の上告棄却により加賀の敗訴が確定しており、加賀は、前訴の敗訴確定を受け、平成24年10月以降に本件製品の在庫を販売したところ、通信ができないことが判明したとして、本件訴訟を提起したものです。

当社は、当社が加賀に売り渡した本件製品は正常な通信機能を備えていたこと、当社と加賀との間の継続的取引関係及び信頼関係は加賀の強固な販売拒絶及び前訴提起によって破壊されたのであって、本件製品に通信機能を維持する義務は失われていること、いずれにしても、本件訴訟は前訴の蒸し返しである旨を主張して争いました。

しかしながら、平成28年9月30日言渡しの第一審判決は、加賀の請求を一部認容し、当社に3億4,209万5,000円の支払いを命じました。

そのため、当社は平成28年10月3日に直ちに控訴し、一方、加賀も平成28年10月13日に控訴するとともに訴えを追加的に変更し、遅延損害金の起算日を当初の売買代金支払日である平成20年9月30日に遡及させる請求の拡張を行いました（この請求が認められた場合、遅延損害金は本件和解時点で1億7,000万円を超えるものとなります）。

当社は、控訴審においても引き続き当社の主張の正当性を訴えてまいりましたが、本件は最初の提訴から既に7年以上の歳月が経過し、当該端末の製造から約9年の歳月が経過している状況において、当社が加賀から当該端末の引渡しを受けること等を内容とする東京高等裁判所の和解案は、これほどの長期にわたり未使用であった通信端末が携帯網に影響を与えることを可及的に回避するという観点から、当該端末の製造責任者および通信事業者としての当社の責任を全うする方法であると判断できるものでした。

したがって、当社は、ドコモ・ネットワーク向けの格安SIMの販売網の拡大、及び、ソフトバンク・ネットワーク向けの格安SIMの販売開始という成長戦略に注力する経営判断に基づき、訴訟の長期化が経営に与える影響等を総合的に勘案し、平成29年3月10日の和解期日において和解条項に合意し、平成29年3月13日に東京高等裁判所から和解調書が交付されたものです。

(4) 訴訟の解決があった年月日

平成29年3月13日

(5) 訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額

本件和解は、当社が加賀に対し、本件の和解金として、第一審判決と同額の解決金3億4,209万5,000円を支払うこと、加賀が本件和解時点で在庫として保有する本件製品の全台数を当社に引渡し、それ以外に加賀が新たに占有にいたった本件製品を加賀は市場に流通させないことを確約するなどを内容としています。

(6) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当社は、本件和解に伴い、平成29年3月期の個別決算及び連結決算において、解決金342百万円を特別損失として計上します。

以上